

○浄化槽法施行細則

平成18年3月6日

規則第163号

改正 平成28年3月1日規則第5号

令和3年6月30日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）及び環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の有効期間)

第2条 法第35条第1項の許可の有効期間は、2年とする。

(許可申請書等)

第3条 法第35条第3項に規定する申請書は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第1号）によらなければならない。

2 省令第10条第2項第3号の書類は、誓約書（様式第2号）によらなければならない。

3 省令第10条第2項第5号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 身分証明書（個人の場合に限る。）

(2) 申請書（法人にあっては、役員）の略歴書（様式第3号）

(3) 省令第11条第1号から第3号までに掲げる器具の明細を記載した書面及び器具の写真

(許可証等)

第4条 法第35条第4項の規定による許可の処分をした場合の通知は、浄化槽清掃業許可証（様式第4号。以下「許可証」という。）を交付することにより行うものとする。

2 浄化槽清掃業者は、前項の許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。

(2) 浄化槽清掃業を廃業したとき。

(3) 浄化槽清掃業の許可の期間が満了したとき。

4 法第35条第4項の規定による不許可の処分をした場合の通知は、浄化槽清掃業不許可通知書（様式第5号）によるものとする。

（許可証の再交付申請書）

第5条 浄化槽清掃業者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、浄化槽清掃業許可証再交付申請書（様式第6号）により、速やかに、許可証の再交付を市長に申請しなければならない。

（記載事項の変更の届出）

第6条 省令第12条に規定する届出書は、浄化槽清掃業許可申請記載事項変更届（様式第7号）によらなければならない。

2 前項の変更届には、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 省令第10条第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）

(2) 法人の役員の変更 変更後の役員に係る第3条第2項の誓約書（様式第2号）及び第3条第3項第3号の略歴書（様式第3号）

（廃業等の届出）

第7条 法第38条の規定による届出は、浄化槽清掃業廃業等届（様式第8号）によらなければならない。

（帳簿の備付け等）

第8条 法第40条に規定する帳簿は、浄化槽清掃票（様式第9号）によらなければならない。

（報告）

第9条 浄化槽清掃業者は、業務の実施状況について、毎年1回、浄化槽清掃実績報告書（様式第10号）により市長に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月6日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の久慈市浄化槽法施行細則（昭和61年

久慈市規則第14号)又は山形村浄化槽法施行規則(平成元年山形村規則第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成28年3月1日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前のそれぞれの規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和3年6月30日規則第19号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

(表)

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

(宛先)久慈市長

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代
表者の氏名〕

電話番号 ()

浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)			
住 所	電話番号 ()		
役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名及び職名			
氏 名	職 名	氏 名	職 名

(裏)

事業の用に供する施設の概要	
営業所名及び所在地	
営業所名	所在地

備考 1 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- (2) 申請者(申請者が浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人又はその役員を含む。)が、浄化槽法第36条第2号イからニまで及びへからチまでのいずれにも該当しない者である旨の誓約書(様式第2号)
- (3) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有していることを証明する書類
- (4) 身分証明書(個人の場合に限る。)
- (5) 環境省関係浄化槽法施行規則第11条第1号から第3号までに掲げる器具の写真

様式第2号(第3条関係)

誓 約 書

年 月 日

(宛先)久慈市長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

浄化槽清掃業許可申請者は、浄化槽法第36条第2号イからニまで及びへからチまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

備考 「浄化槽清掃業許可申請者」とあるのは、申請者が法人の場合は「浄化槽清掃業
許可申請者及びその役員」と、申請者が未成年者の場合は「浄化槽清掃業許可申請
者及びその法定代理人」と、申請者が法人の場合でその役員のうち未成年者がい
る場合は「浄化槽清掃業許可申請者並びにその役員及び法定代理人」と記載するこ
と。

様式第3号(第3条関係)

略 歴 書

区 分	1 本人 2 法人の役員 3 法定代理人		
住 所	(郵便番号)		電話番号 ()
氏 名		生年月日	年 月 日生
職 名		最終学歴	
代理に係る未成年者の氏名			
職 歴	期間 (年 月 日から) (年 月 日まで)	職 歴	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 <p style="text-align: right;">氏 名</p>			

- 備考 1 申請者本人(法人にあつては、その役員)又はその法定代理人ごとに記載すること。
- 2 「区分」の欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 「代理に係る未成年者の氏名」の欄は、法定代理人の場合に、記載するものであること。
- 4 「賞罰」の欄には、浄化槽法又は浄化槽法施行条例(昭和60年岩手県条例第30号)に基づく行政処分についても記載すること。

様式第4号(第4条関係)

久慈市指令 第 号

浄化槽清掃業許可証

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付で申請のあつた浄化槽清掃業の許可申請については、浄化槽
法第35条第1項の規定により、許可します。

年 月 日

久慈市長



- 1 許可年月日 年 月 日
- 2 許可の期限 年 月 日まで
- 3 許可の条件

様式第5号(第4条関係)

浄化槽清掃業不許可通知書

第 号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付けで申請のあつた浄化槽清掃業の許可申請については、次の理由によりこれを不許可としたので通知します。

年 月 日

久慈市長



不許可の処分をした理由

- 備考1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年が経過すると、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年が経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、備考1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号(第5条関係)

浄化槽清掃業許可証再交付申請書

年 月 日

(宛先)久慈市長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

浄化槽の許可証を(亡失、き損)したので、浄化槽法施行細則第5条の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

1 許可年月日及び番号 年 月 日 久慈市指令 第 号

2 亡失又はき損年月日 年 月 日

3 亡失又はき損の理由

注 許可証のき損である場合には、き損した許可証を添付すること。

様式第7号(第6条関係)

浄化槽清掃業許可申請事項変更届

年 月 日

(宛先)久慈市長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

年 月 日付け久慈市指令 第 号で許可を受けた浄化槽清掃業について、次のとおり記載事項を変更したので、浄化槽法第37条の規定により届け出ます。

1 変更の内容

- (1) 変更事項
- (2) 変更後
- (3) 変更前

2 変更の年月日 年 月 日

3 変更の理由

様式第8号(第7条関係)

浄化槽清掃業廃業等届

年 月 日

(宛先)久慈市長

(届出人)

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

年 月 日付け久慈市指令 第 号で許可を受けた浄化槽清掃業については、浄化槽法第38条第 号に該当することとなつたので次のとおり届け出ます。

1 廃業等をした浄化槽清掃業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

2 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

備考 この届出をしなければならない者は、次のいずれかに該当するものである。

(浄化槽法第38条)

- (1) 浄化槽清掃業者(個人)が死亡した場合 その相続人
- (2) 浄化槽清掃業者(法人)が合併により消滅した場合 その役員であつた者
- (3) 浄化槽清掃業者(法人)が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 浄化槽清掃業者(法人)が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽清掃業を廃止した場合 浄化槽清掃業者であつた個人又は浄化槽清掃業者であつた法人の役員

様式第9号(第8条関係)

浄化槽清掃票			
浄化槽管理者の氏名 又は名称			
浄化槽管理者の住所			
浄化槽の設置場所			
浄化槽保守点検業者 の有無及び氏名	有 ・ 無		
単 独 ・ 合 併 の 別	単独・合併(人槽)		
清 掃 年 月 日	特 記 事 項	清 掃 年 月 日	特 記 事 項

様式第10号(第9条関係)

浄化槽清掃実績報告書

年 月 日

(宛先)久慈市長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

年度の浄化槽の清掃の実績を、浄化槽施行細則第9条の規定により、次のとおり報告
します。

項目 月	清 掃 件 数	搬 入 量
4月	件	kl
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合 計		

備考 この報告書は、毎年4月1日から翌年3月31日までのものを4月30日までに提出する
こと。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第5条関係)

様式第7号 (第6条関係)

様式第8号 (第7条関係)

様式第9号 (第8条関係)

様式第10号 (第9条関係)